

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第14回）

令和8年3月18日（水） 14時00分～16時02分

出席委員：

鈴木 みゆき 分科会長
松田 茂樹 分科会長代理
秋本 可愛 委員
石田 明義 委員
岡崎 奈穂子 委員
奥山 千鶴子 委員
加藤 篤彦 委員
熊谷 俊人 委員
黒川 寿美江 委員
新保 雄希 委員
杉野 茂人 委員
盛山 利紀 委員
高谷 俊英 委員
高橋 慶子 委員
手島 恒明 委員
寺尾 康子 委員
當眞 淳 委員
徳倉 康之 委員
戸巻 聖 委員
永井 幸子 委員
長田 京子 委員
新居 日南恵 委員
野澤 祥子 委員
松崎 剛 委員
水野 かおり 委員
宮田 裕司 委員
渡辺 弘司 委員
渡邊 寛子 委員

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

事務局出席者：

こども家庭庁成育局長 中村 英正
こども家庭庁長官官房審議官（成育局担当） 竹林 悟史
こども家庭庁成育局総務課長 西川 由香
こども家庭庁成育局保育政策課長 栗原 正明
こども家庭庁成育局認可外保育施設担当室長 大部 沙絵子
こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室長 齊藤 克也
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長 横田 愛
こども家庭庁成育局成育環境課長 安里 賀奈子
こども家庭庁成育局母子保健課長 田中 彰子
こども家庭庁成育局安全対策課長 高岩 直樹
こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 久保倉 修
こども家庭庁成育局参事官（支援金制度等担当） 丸山 浩二
こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室課長補佐 八木 舞子
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 石田 善顕

○西川総務課長 事務局でございます。

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の分科会に先立ちまして、事務局からまず傍聴されている報道関係の方に注意事項をお伝えいたします。配信映像を利用されたい方におかれましては、ただいまの時間から約10秒間の間にスクリーンショット等の撮影を行ってください。

それでは、今から10秒間程度お取りします。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ここまでとさせていただきます。これ以降の撮影はお控えください。

それでは、ここからの進行は、鈴木分科会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木分科会長 皆様、こんにちは。分科会長の鈴木です。

ただいまより、第14回「子ども・子育て支援等分科会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から、本日の委員の出欠について御報告をお願いいたします。

○西川総務課長 本日の委員の出欠について御報告をさせていただきます。

まず、本日、御欠席の委員でございますが、赤坂委員、北野委員、倉石委員、藤迫委員、松村委員、山内議員、以上の6名が御欠席でございます。

また、御欠席の6名のうち5名につきましては、本日代理の御出席をいただいております。順次御紹介いたします。

まず、赤坂委員の代理として、全国小規模保育協議会理事長の中陳様、北野委員の代理として、全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長の伊藤様、藤迫委員の代理として、箕

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

面市教育委員会子ども未来創造局担当部長の今中様、松村委員の代理として、宇治市福祉子ども部保育支援課長の畑様、山内委員の代理として、日本商工会議所企画調査部担当部長の青山様、以上の皆様に代理で御出席をいただいております。

次に、会議の成立についての確認でございます。こども家庭審議会令第7条第1項及び第3項におきまして、「分科会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」とされておりますが、本日は定足数を満たしておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

本日は、初めに議題（1）について議論した後、議題（2）～（6）について一括で議論をしたいと考えております。

まずは、事務局から、議題（1）について御説明をお願いいたします。

○西川総務課長 続けて失礼いたします。

まず、本日の議題（1）では、「こどもまんなか実行計画2026」の策定について御議論をお願いいたします。

実行計画は、お手元の資料1の4ページでございますように、こども大綱に基づいて毎年度取り組むべきこども施策を取りまとめるものでございます。毎年度、こども家庭審議会の調査審議を経まして、毎年6月頃を目途に、内閣総理大臣を長とするこども政策推進会議において決定をしております、これを関係省庁の予算概算要求に反映することとなっております。

こども家庭審議会での調査審議は、次の5ページにありますように基本政策部会を中心に行われておりますが、当分科会を含みますその他全ての分科会・部会におきましても、それぞれの所掌の範囲で調査審議を行い、基本政策部会に報告するように求められております。

続いて、7ページにお進みください。

過去2か年の実行計画は、約400に及ぶ政府のこども政策の全てを網羅的に記載する内容としておりまして、結果としては非常にボリュームのある、100ページを加える内容となっておりますけれども、次の実行計画2026ではこの構成を少し改めまして、右側の赤枠の囲みにありますように、令和9年度概算要求に向けてこども施策の重点を強調して示すような計画にしていくということが先月の基本政策部会において決定されました。

具体的には、昨年度の第1章に当たる部分の内容を一層充実させまして、これをもって次年度の実行計画と位置づけ、いわばこども版の「骨太の方針」としての実効的な意味を持たせるものにしようという方針でございます。

したがって、本日は、令和9年度に向けて政府が特に取り組むべきこども施策について、あるべき方向性や内容のアイデアを幅広い関係者からお寄せいただきたいと考えておりま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

す。

資料1のその他の部分では、そのための御参考といたしまして、8ページ以降のところですが、実行計画2025の内容とその進捗状況、また、次の実行計画2026を検討する上で考慮すべき要素や観点、さらに先月の基本政策部会において委員の皆様からいただきました御意見のうち、当分科会の所掌に関連するものの抜粋などを御紹介しております。

内容の詳細につきましては、事前に説明動画を御覧いただいていると思いますので、この場での詳しい御説明は省略させていただきたいと思いますが、1点だけ改めてこの場で御紹介したいと思っておりますのが、資料1の39ページでございます「検討の切り口」でございます。これは、本分科会の事務局であります我々成育局において何度か議論を重ねまして、これからのこども生活を大きな視点で見直していく上で重要と思われる切り口の案をまとめてみたものでございます。こちらの内容については、中村局長から少し御説明をさせていただきたいと思います。

○中村成育局長 ありがとうございます。中村でございます。

今、局内でも、2026と、次の5年間に向けて、成育行政は何ができるかということで、幅広い観点から議論を進めております。そういう切り口をとりあえず整理したものでございまして、①～⑤は皆さん御案内の観点だと思います。その上で、幾つかかいつまんで御説明させていただきます。

こどものウェルビーイングは、成育局でも、児童手当とか、保育所の整備とか、いわゆる経済面とかインフラ面等々は、まだまだ足りないところはあるのですが、かなりできたのではないかと考えています。その結果もありまして、出生率はまだ低いところはあるのですが、こどもの健康面とか身体的な安全度はOECDの中でもトップクラスでございます。一方で、精神的な満足度、それは38か国中35位ぐらいで非常に低迷しているということで、今までも心の面に当然着目しておりましたけれども、よりメンタル面に重きを置いていく必要があるのではないかと考えてございます。

⑦の安全・安心はまさにその流れに沿うものでございますけれども、2026年、こども性暴力防止法の施行もやらせていただきますし、もう一つ成育局の大きな課題である、こどもとSNSの関わり合いの在り方を法制度も含めて検討しているということで、⑥、⑦は大きな観点になろうかと思っています。

⑧～⑫も、読んでいただければ、こどもそれぞれ重要だと思うのですが、⑬「細分化された施策をこども・利用者目線から再構築、施策間の連携」でございますけれども、こちらはどうしても我々は①～⑤とか⑥～⑫を検討すると、また、これをやるといいのはいいか、あれをやるといいのはいいかということを我々も思いますし、いろいろな方面からもやるということでございますけれども、施策がどんどん増えることが本当にいいことなのか。現場もメニューばかり増えて手が回らなくなってしまうこともありますし、逆に、我々政策の出し手のほうからこういうことが必要だよということが、受け手から見ると、施策間の連携を取ることで効率的にできるし、むしろそっちのほうがいいのではないかと

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

いう面もあるのではないかということで、必要とされる施策をそのまま施策にダイレクトにするのではなくて、もうちょっと利用者目線から再構築したり、施策間の連携が取れないかということを考えております。

例えば、最近、こどもとか若者の心理面でPACEsとACEsという考え方があって、ACEsというのは逆境体験を指標化したもので、PACEsというのは人とつながりを指標化したものでございまして、人とのつながりを重視していくと、逆境になったときの順応度が高まるという心理学的なデータがありますけれども、それを成育局と支援局の行政にも結びつけて、今ある施策であっても、より成育局と支援局が連携を取ることで、こどもたちに寄り添うような、そして、親御さんたちにも寄り添うような施策ができないかということを考えております。

そのほか、自治体との連携であるとか、省力化、簡素化なども考えております。

本日、時間をかけてぜひ御意見をいただきたいと思っております。個別の施策もそうですし、成育局で欠けていた視点とか、もっとほかの省庁と連携を取ったほうがいいのか、いろいろ示唆をいただきたいと思っておりますし、大体我々はこういうところで聞きっ放しが多いのですけれども、今日は課長がここにいますので、もし思うところがあれば、単に答えるだけではなくて、我々のほうからも何か言わせていただければと思います。

○西川総務課長 以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、局長からもお話がありましたとおり、議題（１）の審議に移りたいと思えます。議題（１）の討論時間をおおむね80分程度、3時半ぐらいまでを予定しております。委員の皆様におかれましては、幅広い視点から御意見をいただければと思います。

なお、今回、本議題につきまして、できるだけ多くの委員に、場合によっては複数回御発言をいただきたいと想定しておりますので、恐れ入りますが、御発言は1回につき1分半を目安に簡潔をお願いいたします。申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

それでは、熊谷委員、寺尾委員、當眞委員は途中退席と伺っておりますので、初めに御発言をお願いしたいと思います。

では、熊谷委員、よろしいでしょうか。

○熊谷委員 千葉県熊谷でございます。

出席時間が限られている関係で、大変申し訳ありません。

全国知事会として非常に重要な課題と捉えている議題（２）の公定価格の地域区分の見直しについて意見を述べさせていただきたいと思えます。

公定価格については、これまで保育士の処遇について大幅な改善が図られてきたことに、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

地域区分の見直しに当たっては、その改善の効果が損なわれないように、現行を超える給付水準を確保すること、また、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮していただくことが必要であります。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

これらの見直しの方法について、他の自治体への通勤者率の高さなどを勘案した補正ルールを新たに検討するという文言や、8年度中に自治体等と調整するということなどをお示しいただきました。着実に前進をしているものと私も受け止めておりますが、今後の検討において十分留意していただくよう、繰り返しお伝えをさせていただきます。また、地方としても検討に必要な調査に全面的に協力をいたしますし、意見を申し上げていきたいと考えておりますので、検討の進捗に応じた丁寧な状況説明をお願いいたします。

また、公定価格の見直しに加えて、地方と国が一丸となり、こどもまんなか社会の実現を図るためには国の補助制度の充実が不可欠であります。保育対策総合支援事業費補助金については、昨年11月に全国知事会として行った緊急提言に対しまして御配慮をいただきました。改めて、自治体がそれぞれの創意工夫の下で、地域の実情に応じた保育環境の充実に取り組んでいくため、これまで以上の対応がいただけるようお願いいたします。

私からは以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

続いて、寺尾委員、御発言はございますでしょうか。

○寺尾委員 ありがとうございます。全日本私立幼稚園PTA連合会の寺尾でございます。

今回も意見書を提出させていただきました。

本日は、議題資料1の39ページ、「成育局におけるこども政策の検討の切り口」(案)について意見を述べさせていただきます。

現在示されている子育て支援施策では、共働き・共育での推進や働き方と育児の両立支援が重要な視点として示されており、社会の実情に即した方向性であると感じています。

一方で、子育ての在り方や家庭の価値観は多様化しており、働かずして在宅育児を選択している世帯も一定数存在しています。しかし、施策の記載を見ると、主として共働き家庭への支援が中心となっており、在宅育児を担う世帯への支援の視点がやや見えにくいように感じました。

39ページの切り口案でのこどものウェルビーイングやインクルージョンという観点からも、保護者の就労形態によって支援の視点が限定されることなく、在宅育児を選択する家庭への支援についても政策の中で位置づけていただくことが重要ではないかと考えます。

以前にも例を挙げさせていただきましたが、3歳未満のこどもを家庭で育てている世帯に対し、在宅育児手当として月2万円程度の給付を行っている自治体もございます。こうした取組は、家庭での育児を支える制度として一条の意義があると感じていますが、自治体によって制度の有無や内容に差があり、全国的には支援の格差があるのが現状です。

また、育児休業制度についても、現在は原則1歳までを基本とし、保育所入所の状況により延長可能となっているところも存在しますが、実際には、保育所の確保の事情により、子がまだ小さい段階で入園を選ばざるを得ない家庭もあります。家庭の状況に応じた子育ての選択ができるよう、育児休業を3歳まで取得できるような環境についても検討の余地があるのではないかと考えます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

最後になりますが、仕事や家事の合間を縫って一緒にPTA活動に参加してくださる保護者の方々は、こどもとの時間や地域でこどもを見守る活動を大切にしたいという思いで参加されている方が多く、その姿はいつも頭が下がる思いです。そのような思いから、どのような家庭の形であってもこどもが大切に育てられていることが重要であると考え、保育園を利用する家庭と家庭育児を中心で行う家庭、その双方が尊重される政策の視点をぜひ今後の検討の中に位置づけていただければと思います。今回は在宅育児支援の拡充と育児休業制度の柔軟化を再度のお願いとして記載させていただきました。

以上、子育て世帯からの意見として伝えさせていただきます。本日はありがとうございました。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

続いて、眞委員、いかがでしょうか。

○眞委員 全国町村会から出ております、沖縄県の宜野座という村の村長をしています。眞でございます。

全国町村会のほうで、この件につきまして会として取り決めということは行っておりませんので、私どもの村の取組など、沖縄が置かれている状況の中で一言お話しさせていただければと思います。

沖縄はほかの地域と比較してこどもが多くいるという状況にあるかと思いますが、ただ、那覇市のような都市部に近いところと田舎とは全然状況が違います。私たちの村の取組の中で、この取組はいいのではないかとこのころでございますので提案したいと思います。

行政と各家庭との距離をどう縮めるかというところがいろいろ課題かなと思いますけれども、私たちの村では地域コミュニティーの活動が活発でございまして、コミュニティーと各家庭、こどもたちとの距離がかなり近いものがございます。ただ、コミュニティーを支える財源がなかなか確保しづらいところがあります。

我々は行政区という呼び方をしますが、行政区の公民館のほうで学童保育を実施しておりますけれども、そういうつながりをつくることで、親も安心して地域の中で活動していきながら、子育てしやすい、産み育てやすい環境ができているかなと思っています。

ちなみに、私たちの村の合計特殊出生率は2.20ということで、全国で3番目に高い数値でございます。

行政と家庭の距離、また学校との距離を埋めるのが地域のコミュニティーかなと思いますので、その取組を支えるということも一つの手法かなと思っておりますので、提言させていただきました。

以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

ここまでの御発言に対して、事務局から何がありますでしょうか。

○栗原保育政策課長 保育政策課長でございます。ありがとうございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

熊谷委員から、地域区分と統合補助金についての御意見をいただきました。どちらも、保育、こども・子育て支援を支える重要な制度ですので、見直し案の検討、さらには予算の確保に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

寺尾委員から、在宅育児支援についてコメントをいただきました。現金給付はユニバーサルなサービスとして児童手当などがあると思いますけれども、今回、令和8年度から「こども誰でも通園制度」、これは親の就労要件を問わず、6か月から満3歳児になるまで受けられる、新しいこどもの育ちのための制度がいよいよ全国で展開されます。本日の資料の中にも自治体の準備状況の資料も入れさせていただいておりますが、あと2週間しかございませんけれども、これをしっかりと産み育てていくように取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○中村成育局長 栗原が言いたかったことは、こども誰でも通園制度を通じて保育の大事な本質が見えてくると思うのですね。働く親御さんのための保育とは違う、親御さんみだけども、そのこどもたちがこどもとのつながりを通じて何を学ぶのかという、保育の本質がここに出てくるのではないかと考えています。そういう意味では、これを糧に見直しを進めていきたいと考えております。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、これからほかの委員の皆様から御発言をお願いいたしますが、大変申し訳ございませんが、今回は議論をしたいということでございますので、お一人1分半ということでお願いをしたいと思います。本日は対面とオンラインでの御出席者がいらっしゃると思いますが、オンラインの方はTeamsの挙手機能で挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。お手をたくさん挙げていただきました。

それでは、長田委員からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○長田委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会、長田です。

長田からは3点意見を申し上げます。

まず、資料1の7ページ、第1章3の(2)「未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進」について、政府全体として特に重点的に取り組むべきこども政策の重点施策を示すものに方向転換すると書かれています。人口減少の影響は都市部でも保育所の定員割れにも現れて、保育所を運営するに当たり大きな問題です。少子化対策として統廃合や規模の縮小が行われていく現状があると思いますが、規模の小さい施設をなくすような形の整備ではなく、こども・子育て家庭を中心に考えた、それぞれのこどもや子育て家庭が自分たちに合った保育施設を選べる持続可能な保育の整備をしていただきたいです。

生涯のウェルビーイングに影響を及ぼす「はじめの100か月」では、切れ目なく育ちを支えることを大切にしています。家庭的保育は地域に根差した施設であり、最初の小さな集団経験ができる場だと思います。

今年度、当園で実施した誰でも通園制度を利用したこどもたちの様子は、少人数だから

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

こそ、緊張することなくスローステップの経験を重ねていけると実感しました。また、地域の連携施設へとつなげていける橋渡し役にもなれる役割を担っていることに、家庭的保育だからこそ、フットワークのよさを生かした地域支援に貢献することができる保育だと考えています。

続きまして、同じく資料1、第1章の「『こどもまんなか』の基礎となる環境づくりの更なる推進」について。

こども誰でも通園制度の実施に関する手引の改正、従事者向けの研修の開発、総合支援システムの機能の改修などを予定して、本格実施に向けた準備を進めているところであると資料にも書かれていますが、従事者の保育士が3歳未満の保育経験があることはもちろんですが、保育補助者も3歳未満の保育経験の必要性なども考慮していただくことが、けがや予期せぬ出来事に対し迅速な対応につながると思いますので、本格実施を迎え、4月以降も保育者の適切な配置がどうあるべきか、検証を続けていただけるようお願いいたします。

最後ですが、国がこれから導入しようとする保育業務施設管理プラットフォームについては、自治体の給付や監査・指導、保育施設の各種業務の電子化を行い、保育現場の業務負担軽減を図るものだとうれしく感じます。保育現場は事務作業がとても多く、保育計画に関わる記録や会計的な事務、また、処遇改善計画書や処遇改善報告書については2年前に遡って計算しなければならない等、作成に当たり時間がかかることも多くあります。家庭的保育においては、日中の保育をした後、夜間や週末に事務作業をする家庭的保育者が多いことから、保育業務施設管理プラットフォームが業務負担軽減になることを期待します。

以上です。ありがとうございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次に、保育園を考える親の会代表の渡邊寛子委員、1分半でお願いいたします。

○渡邊（寛）委員 承知いたしました。

事前に意見書も出させていただいておりますが、改めまして、保育園を考える親の会の渡邊です。

3点にまとめてお伝えさせていただければと思っております。

まず1点目が、当会で長年にわたって願い続けておりました、「だれでも、いつでも入られて、安心して通える保育園」についてからスタートしたいと思います。

保育園の数はかなり増えまして、表向きの待機児童数は減少傾向にありますが、実態としてはそうではない自治体もございます。需要を正確に把握しないまま、最近ですと見かけの数字にとらわれて定員を削減している自治体も見られます。細かく見ていくとエリアによっては待機児童が生じていることもありますので、保育ニーズは地域によって多様化しておりますので、きちんと精緻な需要調査と保育の観点を捉えていただいた上で定員を設けていただければと思っております。

ちなみに、最近問題だと感じておりますのが、先ほども話がありました、こども誰でも

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

通園制度の枠を確保するために既存の定員を減らしている自治体もあり、本末転倒な事態が起きているというのも私どもは問題意識を感じております。

また、保育の質に関しましては、不適切保育、最近では性暴力のニュースもかなり増えておりますし、当会への相談もかなり多いです。ですので、各自治体の皆様におかれましては、保育の質といったところにも御着目いただきたいと思っております。

加えて、いつでも入れるという点ですが、やはり年度途中の入園はまだまだ難しい状況にあります。定員に空きがありましても保育士を雇用し続けなければいけないと思いますが、その補助がないということで悩んでいらっしゃる園も多いと聞いております。ですので、そこは公定価格の補助なども加えていただいで、財政的な支援をいただければと思っております。

2点目は、「大人の都合よりも、子どもたちの育ちが大切にされる社会」というところ です。当会で実施しております「はじめての保育園」というイベントでも、夫婦共に1年間の育休を取っていらっしゃる方が増えていたり、とても明るい未来がそこにはあるなど 希望を感じています。が、一方で、昨年流行語大賞も取った「働いて働いて……」というところや、裁量労働制の拡大ということで、ますます社会構造として長時間労働をしたことが評価されるような社会になっているのではないかという懸念を抱いております。

こどものウェルビーイングに関して、資料1の40ページにも記載がございましたが、長時間労働の対策が必要である、その研究をすべきだと御提言いただいている方もいらっしゃったということで、そこは当会としましても強く賛同するところでございます。ですので、しっかりと状況を見ていただいで、大人の長時間労働に子どもたちの生活が無理やり 合わせられているという状況がありますので、しっかりとこどもの権利にも即した検討を していただきたいと思っております。

3点目、真の少子化対策というのを考えた上では、安心して過ごせる平和が土台にあってこそだと思っております。最近、戦前を彷彿させるような情勢下でもございますし、今回の予算案では防衛費は8.8兆円、子ども・子育ては3.2兆円です。半分以下なのかと大変 残念に感じました。本当に子育て支援をしていきたいというのであれば、防衛費も大事か もしれないのですけれども、子育てにもしっかりと予算を割いていただく。そして、平和 を守っていただくといったところは、ほかの省庁の皆さんとも連携を取っていただきながら 進めていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木分科会長 ありがとうございました。

次に、新居委員、お願いいたします。本当に申し訳ないのですけれども、1分半でよろ しくお願いいたします。

○新居委員 NPO法人mammaの新居と申します。

私からは端的に2点申し上げます。

まず1点目は、様々なところで申し上げているとおり、妊娠の確定診断の費用負担軽減

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

についてです。出産の費用については標準的な出産費用の無償化というところが今回の国会でも議論されていると思いますけれども、その前段階の妊婦健診についてもなされているところで、妊娠の入り口の妊娠の確定診断というところだけがまだ自由診療で1万円ほどの高額な費用負担が発生をしているという状況です。

妊娠の入り口でこれだけの高額な費用負担があることは、全ての妊婦にとって非常に負担感がありますし、妊娠の届出や妊婦のための支援給付の前提として、病院での妊娠の確定診断が必要であると明記をしている観点からも、こちらの費用が軽減されることを期待をしたいと思います。

2点目が卵子凍結についてです。こちらは来年度から予算に入るとというのが今回の資料でもあったかと思うのですがけれども、周囲でも、結婚はしたけれども出産に踏み切れないという方の話をたくさん聞くようになっていまして、そういう方たちの場合、卵子の凍結はもちろんですけれども、受精卵の凍結というのも可能性にあるのかなと思っています。

一方で、受精卵凍結を夫婦で希望した場合、妊孕性の温存ということになって、保険適用の範囲外になってしまって完全に自費になるということで、結果的には皆さんは卵子凍結を選ばれるのかなと思っていますが、卵子凍結ではなく、結婚している夫婦に関して受精卵凍結の費用負担の軽減ということを検討されることがあれば、もしくは検討しない理由があればお伺いしたいと思います。

以上です。

○鈴木分科会長 では、次に加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤でございます。

私は1点だけです。

実行計画にあるように、幼児教育の質の向上が求められている中で、現行、キャリアアップ研修は2つの立てつけで行われています。それは、保育士等キャリアアップと幼稚園・認定こども園等キャリアアップの2つがあります。けれども、こども家庭庁から発出されるタイトルが「保育士等」というものがほとんどのように見えております。そのため現在どうなっているかという、各市区町村の行政ではキャリアアップ研修を幼稚園・認定こども園に関しては御存じない方がだんだん増加してきております。それをもう一度説明するために、それぞれの地区では大変な労力を使っております。

「保育士等」でくるのではなくて、ちゃんと両方研修があることをきちっと整備していただきませんと、今回の実行計画2026で重点化されているさまざまな団体との協働という横断的な切り口を立ててくださって、私たちもみんな協力している中で、協働の体制を崩してしまうような本末転倒にならないようよろしくお願いいたします。

加藤からは以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係上、委員からの御質問に対する事務局からの回答をここでいただきたいと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

○田中母子保健課長 母子保健課長でございます。

新居委員から御指摘がございました初回の妊娠の確認検査につきましては、既に低所得の方や特定妊婦に対しては事業が実施をされているところでございますが、新居委員からお話しいただいておりますように、一旦は自分で払わなければいけないとか、手続をしなければいけない。それから、多くの自治体でまだ実施されていないという課題があることは承知をしております、これを拡充することと、それから多くの妊婦さんにどのように届けていくかということを含めて引き続き検討させていただきたいと思っております。

卵子凍結の事業に関しまして、現時点で受精卵の凍結に関する事業について検討していることはございません。まずは卵子凍結の事業の中で、特に幅広くデータを取るということとございますが、早い段階で閉経を迎えてしまうような方たちに対して今後どのように卵子凍結などの選択肢を選んでいただけるかというような広義の視点の事業になっております。データを取るという意味では、幅広く卵子凍結のデータを取得するという目的の事業になっております。受精胚につきましては、いただいた御意見を踏まえ、卵子凍結の事業の実施状況等も勘案しながら引き続き検討してまいりたいと思っております。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次は、新保委員、お願いいたします。

○新保委員 日本保育協会の新保でございます。

保育施設関連団体として1つだけお話をさせていただきます。

今回のこどもまんなか実行計画の推進について、特に注目しているのは3要領・指針の改定というところでありまして、そのアクションを有効に活用していくことが重要だろうというところで、各種こどもまんなか政策との関連性を要領・指針にひもづけていくというところが非常に大切だと思っております。

その上で、ここから少し私見ですけれども、かなり処遇改善等が進んで、保育業界に関しても子育て中の保育者が非常に多くなっています。要領・指針の学びとともに、各種こどもまんなか政策について学んだり、関心を寄せたりする機会が多くなると、子育て中の保育者というグループがこの政策の推進とか浸透について大きな力を持つと思っておりますので、こうした人材を視野に入れて、これからの政策の検討とか実行、場合に応じてヒアリングの機会等々を増やしていただいて、働いている保育者の視点、声を有効に活用いただければ幸いかなと思っております。

私からは以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次に、手島委員、お願いいたします。

手島委員、申し訳ございません。今、マイクをこちらで調整していますので、その間に黒川委員、よろしくお願いいたします。

○黒川委員 日本助産師会専務理事の黒川と申します。

資料1の17ページにありますように、産後ケア事業の利用率が15.8%という理由ですが、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

地域差はありますけれども、利用者の負担が宿泊型では6,000円～7,000円、デイサービスでも2000円～4000円前後で、利用者には負担が大きいことも利用を我慢する結果になると思いますので、利用率が低い間だけでも低価格、ランチの料金くらいで利用できるということ要望します。

また、若い方への周知が低いということがデータでもあると思うのですが、高校生レベルから施策や行政についての教育をしていくことや、若い方へメディアでの広報戦略をしていただくのも大事なことでないかと考えております。

34ページの母子保健のDX化とか電子版の母子健康手帳に関しては大変期待しておりますので、今後ともどんどん進めていっていただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木分科会長 お時間を守っていただきありがとうございました。

では、野澤委員、お願いいたします。

○野澤委員 私からは1点です。

資料1の40ページに御意見として示されているところですが、EBPMのために中長期的な視点での追跡的な調査研究が必要という点について賛同いたします。

政策効果を検討するのが難しい分野だと思いますけれども、中長期的にこどもの発達や親子の状況、それに関わる要因を多面的に追跡して、政策効果を検討したり、政策立案に生かしたりすることのできる学術的な研究の可能性を検討していただけたらと思います。

以上です。

○鈴木分科会長 お時間を短くありがとうございました。

それでは、代理として御出席の伊藤様、お願いいたします。

○伊藤氏（北野委員代理） ありがとうございます。

私からは、資料1に関して2点お伝えします。資料1の39ページに、提供体制のみならず提供内容の確保、量に加えて質ということがあるのですが、もちろん質を上げていただくのがありがたいのですが、量というところで、働き方改革と関連して、資料を提出しているのですが、その中の3番目、日本の保育時間は非常に長いと言われております。先進国のなかでは、長いというのは間違いなく言われておりますので、その辺を考えていただきたいというのが1点です。

例えば、現在でも3歳未満児以下に関しては短時間勤務が義務化されておりますので、そこは保育標準時間11時間ということではなく、保育標準時間を8時間に下げていくとか、そういったことに踏み込んでいただきたいと思っております。

質のところでは言いましたら、提出資料3の(4)に書いてあるのですが、施設長の研修や施設長の資格といったところにもしっかりと踏み込んでいってもらいたいと思っております。そこを踏み込んでいくことが質を上げる一つになっていくと思っております。さらに、要領・指針についても、どうにか一本化して、幼児教育に関わる者全てが同じ方向を向いて議論していただきたいと思っております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

手島委員、お待たせいたしました。つなぎ直したということなので、お願いいたします。

○手島委員 経団連の手島です。

39ページの「こども政策の検討の切り口」を踏まえて3点発言をいたします。

まず総論として申し上げますと、我が国は人口が今後さらに減少していく局面にあります。こうした中、こども関連の施策についても賢く縮むことを基本としていく視点が重要ではないかと存じます。

この点を踏まえ、⑩の提供体制については、少子化によって減少する需要や人材確保の困難性を踏まえ、それに見合った形で全体を収れんしていく方向で計画を整理することが重要ではないかと存じます。

さらに、同じ⑩の「財政面を踏まえた持続性確保」に関連し、子ども・子育て支援金について間もなく徴収が開始されることをどの程度の国民が理解をしているのか、大変心配しております。実際に徴収が始まり、混乱が起きないように、こども家庭庁にはしっかりと周知・広報を継続していただくべきと考えます。

2点目に、③「加速化するデジタル技術の発展・普及への対応」の関連です。41ページに、社会インフラとなりつつあるSNSの使い方に関する指摘があります。私個人としてはこの点を大変心配しております。正しい理解がないまま、SNSに起因した犯罪に子ども・若者が巻き込まれることがあれば大変不幸なことです。もちろんSNSには多くの利点もございます。安心・安全な活用の観点から、まずはSNSの功罪について子どもたちの理解を促進することが重要であり、その支援としてどのような取組が望ましいか検討していくべきと考えます。

最後に、38ページの6点目の「『こどもとともに成長する企業』等をはじめとした民間企業との連携、官民連携の取組の推進」の記載に関連し、発言します。

この点は昨年の総合経済対策を踏まえ検討が進められているようですが、これは企業に新たな義務や制約を課すものではなく、あくまでも自主的な取組を支援する前向きな方向で検討いただきたいと存じます。

39ページで、分野・横断的な切り口として民間企業が掲げられていますが、当該切り口に掲げる事項全般にわたり、強制ということではなく、企業の自主的な取組を支援していく方向で整理いただくことが重要と存じます。

私からは以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次に、高谷委員、お願いいたします。

○高谷委員 全国私立保育連盟の高谷です。

保育所の給食外部搬入の件について一言申し上げます。

給食はこどもが園において育つための最重要事項です。他の事業者に委ねること、特に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

満3歳未満児という最もこどもの育ちにとって大切な時期に外部の事業者に委ねてしまうということは、自らの責任を放棄するとまでは言いませんけれども、保育者としては何がしかの心苦しさを感じざるを得ません。

資料にありましたような、離乳食、アレルギー、食育への対応に一定の差があるというエビデンスも我々の肌感覚に非常に近いものがありました。営利や経済合理性がこどもの育ちよりも優先してしまっただけではいけません。食材の産地や農薬の問題、遺伝子組換え等の安全性、アレルギーの除去対策など、経済性と相反する要請が私たちの現場にはあります。公立、私立にかかわらず、安易に外部委託の選択をしないための一定の要件を課すべきであると思います。

また、保育所における付加的サービス、付加的保育の件も同様ですけれども、規制改革の要請があることは重々承知しているのですが、日本の将来を担うこどもたちの育ちに関することについては、こどもまんなかの視点から、他の施策における規制改革との関係性においてはより重要視していただきたいと思います。

以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次に、岡崎委員、お願いいたします。

○岡崎委員 株式会社こどもりびんぐの岡崎です。

本日は、資料1の39ページに掲げられた検討の切り口の⑩共働き共育ての推進を踏まえた働き方と育児の両立支援、特に父親参画促進について、当社で実施した調査結果を踏まえて意見を述べさせていただきます。

男性の育休取得率は、令和6年度は40.5%と大きく伸長しました。取得という量が確保されつつある今こそ、取得期間中、復職後の育児参画という質を高めるフェーズに移ったと認識しております。

当社が園児を持つ父親708名に実施した調査では、父親の子育てに関する情報源の1位が依然として母親であり、父親自身が子育て情報に接触していない事実が浮き彫りとなっています。さらに、家事分担について聞いたところ、自分が担っているものが多いと答えた父親は10%、子育て分担については4.7%にとどまっております。育休取得率が4割を超えても、情報格差と行動変容の乖離が残る限り、真の両立支援とは言えません。

そのため、父親向けの情報発信経路を拡大し、母親依存を脱すること、そして、企業規模や地域差による支援ギャップを埋めるフォローアップを継続することが不可欠と考えております。

また、寺尾委員の発言にもございましたが、共働き世帯では父親参画が進む一方で、専業主婦の世帯では育児は母親中心という固定感が色濃く残っているかと思えます。働き方にかかわらず父親も育児の主体という社会的合意をさらに形成するために、行政広報、両親学級、地域の子育て支援拠点や企業内研修など、あらゆるタッチポイントで固定的性別役割分担意識の解消を一貫して発信していただきたく存じます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

以上になります。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次は、石田委員、お願いいたします。申し訳ございません。一応議論をしたいという強い意向がございますので、大変時間が短くて申し訳ないのですが、どうかよろしくお願いいたします。

○石田委員 了解でございます。

全日本私立幼稚園連合会の石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
意見書が出ております。

まず1番目でございますけれども、議題(1)「こどもまんなか実行計画2026の策定について」でございます。資料1の38、40ページに言及させていただきます。

実行計画原案作成に当たりまして、こどものウェルビーイングの実現を第一としていると明記されたことは高く評価するところでございます。ただ、現在の保育標準時間が11時間に設定されている状況は世界的に見ても希有なものでございまして、こどもの権利に違背しているのではないかとさえ思うところでございます。結果、長時間にわたる保育の受皿を供給することで過剰な長時間労働を生み出し、親子のウェルビーイング、愛着、アタッチメントが希薄なものになってきております。

上記御意見にありますように、長時間労働は少子化の要因にもつながっております。このことからぜひ、共育での観点から、企業や社会にも御理解、御協力を得ながら、官民一体となった親子のウェルビーイングが実現できるような策定案を切に願うところでございます。

もう一点、保育DXについてでございます。資料1、こどもまんなか実行計画の34ページにございますけれども、保育DXを導入することによりまして、保育施設の負担の軽減を図るということで年々増加しております、園で独自で処理をしています事務量の負担軽減をしていただけるということに期待を持っているところでございます。

一方で、経営の見える化、ここdeサーチとか日本版DBSシステム、これは12月から稼働でございますけれども、事務処理が新たに創設されまして、そして、処遇改善加算の一本化によりまして、さらに事務量が複雑化・増大化する見込みでございます。例えば、同じような国・県・市町村への報告書類等は一本化していただきまして、また、DXによって簡素化できるものは省略する等の方策をぜひ要望するところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

では、次に徳倉委員、お願いいたします。

○徳倉委員 NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

簡単に大きく2点お伝えしたいと思います。

様々な御議論がありますけれども、こどもまんなか社会を形成するためには、その子に直接的に働く親、子育てする親、この関わりが非常に重要になってまいります。先ほど別

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

の委員からも御指摘がありましたけれども、父親が育児をする上での情報が不足しているというのは十数年前から我々も指摘し、独自に様々な支援活動を行ってまいりました。

その上で再度申し上げたいのは、両親学級のさらなる充実の提案でございます。今はどうしても妊婦健診の流れの中で、母親学級という表現は少なくなりましたけれども、やはりここに両親学級という表記を、シングルの方々や様々な御事情があると思えますけれども、父親と母親それぞれが国や自治体から発信するものを同じタイミングで情報を得る仕組みというものをより強くしていただく必要を感じております。

2点目が39ページにあります部分でございます。先ほど経団連さんからも御指摘がありましたけれども、働く両親はどこかの会社や組織に属して働いている現状があります。どうしても社会の中でこどもまんなか社会をつくっていくためには、企業や団体の御協力を得なくては成立しません。

そこで、今後様々なデータを取られるという部分においては、子育て支援の拡充や男性育休の取得を進めている企業がどのように収益を上げているか、経済的にプラスになっているかという面を取っていく、それを国から発信をしていく、こういう部分を強くしていただきながら、先ほど経団連さんもおっしゃっていましたが、自主的に参加する部分の意思決定を持たれている方々も、これであればこどもまんなか社会をしていくことが我々の業績にも連動するのだという方向づけを国としても発信していただき、また、個人としては、現在、総務省が社会生活基本調査等を出している男性や女性の1日の時間の使い方という部分では、男性と女性で見えますと、男性は就労の時間が長くて、女性は家事関連時間が長いというのがはっきり出ております。この部分の数値をどのように是正していくのかということも併せて指標を出していきながら、働く親、そして、そこで働く企業・団体とともにこどもまんなか社会をつくっていく、このストーリーづくりの下に各種政策を統合していただけるよう御検討いただければ幸いです。

以上になります。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

本当に何度も何度も私のほうでお願いをして申し訳ないのですが、次は1分半でお願いします。

永井委員、お願いいたします。

○永井委員 連合の永井でございます。

私からは、処遇改善と人材確保を中心に意見を申し上げます。

厚生労働省が昨年公表した令和7年の賃金引上げ等の実態に関する調査によりますと、保育などを含む医療・福祉分野の実態は、他産業と比べて賃上げの改定額、改定率ともに最も低いという結果になっただけでなく、前年に比べても下がっているという状況です。

そのようなことを踏まえ、こどもまんなか実行計画2026の策定に当たりましては、処遇改善に向けた取組について力強く記述いただきたいと思います。

お示しいただいた資料の39ページ目のこども政策の検討の切り口のところには、⑪で

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

「提供体制（量）のみならず提供内容（質）の確保と人的面・財政面を踏まえた持続可能性確保」という項目が書かれております。質にこだわることも重要であり、そうであればこそ質を担保する人材確保が不可欠と考えます。

児童相談所や児童養護施設などにおいても人材確保による体制強化が必要ですし、また、保育、幼稚園、放課後児童クラブ、福祉など、こども・子育て支援を担う方々の処遇改善を通じた人材確保に向けて、実行計画2026においても取組の強化をお願いしたいと思っております。

同じ資料の39ページ目に書かれています⑨の雇用の環境変化、⑩の働き方と育児の両立支援（父親参加促進）に関しましては、良質で安定した雇用の確保・維持を通じて生活の基盤をしっかり支えること、固定的性別役割分担意識からの脱却、さらには働き方改革の推進などにより、子育て世代だけでなく、これからの若い世代も含め、誰もが将来に希望を抱くことができ、仕事と生活の両立を図ることが可能な社会を構築し、子育てしやすい社会だと実感できるようにすることが重要と考えます。そうした観点からの検討をお願いします。

最後になりますが、実行計画2025には、ひとり親家庭の支援や医療的ケア児支援、多様かつ複合的な困難に直面しているこどもへの支援などが盛り込まれておりまして、いずれも重要な施策と考えます。同時に、こうした施策を地域で担う方への支援も重要となりますので、地域の現場が疲弊しないように、国として財源確保も含めた支援を要望いたします。

以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

戸巻委員、お願いいたします。

○戸巻委員 ありがとうございます。

私からは、公定価格の地域区分とハラスメントについてお伝えさせていただきます。

地域区分については皆さんいろいろ御意見をいただいておりますけれども、基本的になだらかな形を取っていただきたいと思っております。道路一本を挟んで、川一本を挟んで、こどもたちが受けられる保育の質の差が大きくなるというのはおかしいのではないかと考えているのが1点ございますので、御検討いただく際にはなだらかな対応をしていただくようお願いしたいと思います。

もう一点が、保育現場におけるハラスメントの防止対策の推進についてです。こちらは、この後、推進についてということなので、もちろん検討いただくと思うのですが、保護者と契約する際の重要事項の中にうたっていけるような文言を入れておいていただくことが大事ではないかなと思っております。カスタマーハラスメントということは書いていないのですが、カスタマーは保護者でなくこどもたちなので、この辺の配慮をいただけたらと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。時間を守っていただき、ありがとうございます。た。

盛山委員、お願いいたします。

○盛山委員 公益社団法人全国保育サービス協会の盛山でございます。

本日は、議題の資料ではなくて申し訳ないのですが、参考資料7に示されているように、ベビーシッターサービスにおいて利用促進のための事業とか利用支援事業、金額の引上げとか、いろいろいただきましてありがとうございます。御期待いただいていることに感謝して邁進してまいりたいと思うのですが、この先、ベビーシッターサービスというのを普及させていこう、広げていこうというお考えがあることは分かるのですが、ここまでの間で、ベビーシッターサービスについて定義が曖昧な箇所が幾つもありまして、ここをしっかりと定義しないままサービスの拡充をすると不具合を起しそうなので、ここは一度きちんと定義をしたほうがよいのではないかと考えております。

認可外保育施設に分類されておりまして、認可外保育施設の指導検査を受けるのですが、例えば、東京にある事業者が沖縄で何かありましたら、東京の行政が沖縄に行って聞き取りをするのかというような、どこがどの範囲まで指導検査をするのかとか、実際に指導検査に入られている件数も少ないようなのですが、これはやはり個人のシッターと事業者型のシッターとマッチング型の理解がまだ十分ではないのではないかなと感じておりますので、そういったヒアリングの場、打合せの場を設けていただくとありがたいと思っております。

以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

では、代理で御出席の青山様、お願いいたします。

○青山氏（山内委員代理） 4点申し上げます。

第1は、さらなる少子化対策の検討についてです。こども施策は景気対策のようにすぐに結果が出るものではないことは理解していますけれども、そうであるがこそ、2026年の計画がどのように将来的な少子化対策につながっていくか、方向性だけでも示すことが必要と思います。

第2に、EBPMです。6ページでも、縦割りではなく分野横断的にとありますが、結局のところ施策単位に見えますし、反転に向けたマクロな道筋はあまり見えてこないような気がします。定量的なところ、ロジックモデルの構築だけではなくというところも深めていただきたいと思えます。

第3に、広報、情報発信についてです。3月14日の日経新聞に国民理解不足というのが指摘されていました。フォロワー数等を指標にすることも大事だと思いますけれども、国民のコンセンサスを得る、国が前面に立ってというところも重要だと思います。

最後に、事業主の支援で、中小企業の参画も重要ですが、今まで述べてきたようなことも含めて納得というのが大事だと思いますので、説明を尽くしていただければと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次に、秋本委員、お願いいたします。

○秋本委員 秋本です。よろしくお願いします。

議論ということなので、まず先に御発言のあった新居委員の御発言で、受精卵凍結の補助について私も賛成という意見表明をさせていただきたいと思います。

また、議論をしたいという話もあったので、伊藤委員と石田委員の御発言の中で、保育時間の縮小をしたいという、ゼロ歳児の親としてはこどもと長く一緒にいたいという気持ちはあるのですけれども、一企業の経営者の立場として難しい事情もあり、単に短くするだけではなく、企業や働き方のアップデートや、頼り先の拡充などを共に検討できたらうれしいなと感じました。

また、付加的保育、付加的保育サービスの制度について進めていくに当たり、論点が残っているのではないかと感じたポイントが2つありまして、発言させていただきます。

1点目については費用に関してです。付加的保育は全員に等しく提供されるものであり、過度な負担とならないように配慮とされていますけれども、別紙の調査結果を見ると、実施の割合は限定的でありながらも、費用について1万円を超えるような料金設定となるケースも見受けられます。

こうした状況を踏まえると、現状は自治体や園ごとの判断に委ねられている部分が多く、内容や価格のばらつきによって、利用できる家庭とそうでない家庭の差が拡大する構造にならないかという点については慎重に議論する必要があるのかなと感じました。

2点目について、付加的とされるサービスの範囲の曖昧さです。体操や体育などの記載がありましたけれども、既に保育の中で実施されているものではないのかという内容との線引きが不明確な中で、どこからが付加的サービスとして上乗せ徴収ができるものなのかというところが見えづらい現状があるのかなと感じました。結果として、今のサービス自体が有料サービス側に寄っていくような構造にならないかというところで、慎重に検討する必要があるかを感じています。

いずれも、制度自体を否定するものではなくて、今後の展開を見据えたときにあらかじめ整理しておくべき論点だと認識しております。

以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、松崎委員、お願いいたします。

○松崎委員 ありがとうございます。

全国児童養護施設協議会の松崎といいます。

私どもは児童養護施設ですので、基本的には支援局さんとの接点が多いと思っております。なので、1点だけ発言したいのが、冒頭の御挨拶の中で、小児期逆境体験、ACEsとPACEsについてお話がありました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

私どもの施設では、逆境的な体験を多く積んでいるこどもたちが生活をしているのですが、こどもが育つ環境、例えば小学校とか教育機関も含めて、こういった観点がもう少し浸透していけば、社会的養護にたどり着く前でこどもたちがより健康で育つことができるのではないかなと思いました。

こどものウェルビーイングの観点から発言をさせていただきました。以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

この間、機器の不具合や、私が何度も焦るような発言をさせていただき申し訳ありませんでした。

次に、対面で御参加の委員にお願いをしたいと思います。

まず、宮田委員、よろしくお願いいたします。

○宮田委員 全国認定こども園協会の宮田でございます。

意見書を出しておりますので、詳細はそちらを見ていただきたいと思います。

私のほうから、資料5の財産処分の要件の見直しについて質問と意見です。

要件の案①、②、③とあるのですが、案①については条件が付されていないのですけれども、案②、③については人口減少地域においてという条件が付されているように思うのですが、これは限定的な条件を付して要件の見直しをするのかどうかをお聞きしたいのです。

というのも、都市部においても、同じ市域でものすごく待機児童の多いところもありますし、そうではない地域もあるわけですので、目的は保育機能の維持と強化と既存施設の有効活用ということですので、地域限定ではなくて、地域の状況に応じて選択肢が受けられるような方向での見直しをお願いしたいということでございます。

以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次に、水野委員、お願いいたします。

○水野委員 一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。

私のほうからは2点ございます。

まず1点目、資料1「『こどもまんなか実行計画2026』の策定について」の24ページでございます。放課後児童クラブについてです。

放課後児童対策パッケージの様々な取組が進んでおり、待機児童数の減少、そして、放課後児童対策パッケージ2026ではさらなる待機児童の解消へ向けて進めていただいていると認識しております。引き続き、放課後児童クラブを必要とするこどもたちがしっかり利用できるよう、事業を推進させていただきたいと思っております。

また、待機児童を解消する上での人材不足の問題も保育士同様にございます。職員のキャリアアップ、処遇改善事業に新たな区分が創設され、それと連動して職員の資質向上研修も充実に向けて検討されていると聞いております。ぜひ進めていただき、さらなる充実をお願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

また、学校利用についてですが、タイムシェアなどを周知しておりますけれども、安定したこどもの居場所の確保ができるよう、各自治体への情報提供等を引き続きお願いいたします。

2点目、児童館につきましては、地域におけるこどもの居場所づくりの観点で、新たなモデル事業を予算化していただきました。ありがとうございます。今年度改正された児童館ガイドラインでも、こどもの居場所づくりコーディネーターや、様々なこどもの地域課題へ対応することについて重視されております。また、保育政策も新たな方向性が示されているところですが、乳幼児期も児童館は親子を支えているところでもございます。総合的にこの時期の子育て支援において、児童館もぜひ御活用いただけるよう、引き続きの御支援をお願いいたします。

私のほうからは以上となります。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

では、代理で御出席の中陳様、お願いいたします。

○中陳氏（赤坂委員代理） 全国小規模保育協議会理事長の中陳です。よろしく申し上げます。

今回の資料は、様々な保育政策を前に進めようとしている点において、他の委員から課題等も挙がっておりますが、全体としては評価しており、今後の展開に期待するところです。

また、小規模保育についても、全国の待機児童対策という捉え方にとどまらず、その役割をより広く捉えていることは、今回の資料からも明確に示されていると受け止めています。実際、満3歳以上限定の小規模保育事業の創設も含めて、小規模保育の活用の幅を広げるといった方向が示されていることは重要な前進だと思っています。

その上で申し上げたいのは、その方向性をぜひ自治体での解釈や運用においてもより一貫して共有できるようにしていただきたいということです。現場感覚としては、小規模保育の位置づけや期待される役割について、自治体ごとにまだ受け止め方に差があると感じています。小規模保育もまたその一端を担う重要な保育類型として、インフラとして自治体レベルでもぶれなく位置づけてよいと考えています。

こども家庭庁としては、既に小規模保育の役割を従来の待機児童対策の一環ではなく、より広く捉えていただいていると理解しております。であれば、その理解が自治体ごとにばらつく状態はそろそろ整理されるべき段階ではないでしょうか。ぜひ小規模保育を地域の中で柔軟に継続的にこどもと家族を支えるインフラとして、自治体も含めて一貫して共有できるよう、位置づけの明確化をお願いしたいと思います。

以上になります。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1の39ページを中心にお話をしたいと思います。冒頭、中村局長より、人とのつながりが重要であるという発言をいただきました。地域子育て支援拠点事業、利用者支援事

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

業、妊娠期から切れ目ない安心の地域づくりということで、これまで以上に尽力したいと思っております。

そういった意味では、38ページにあります原案作成に向けた方針の中の4つ目の「結婚・出産・子育ての希望を叶える少子化対策の推進」の後に、ぜひ「安心して子育てできる地域づくり」というものも入れていただければなと思っております。

また、39ページに戻ります。⑥のこどものウェルビーイングは非常に大事なところですが、100か月の育ちビジョンが策定されて、これの普及啓発に尽力されていると思いますが、地域に地域コーディネーターが配置されておりますけれども、この研修内容につきましては、毎年内容が変わるというよりは、有識者を中心にこれが全てのいろいろなセクターに浸透できるように研修プログラムを作っていくことをぜひお願いできればと思っております。

そして、②の「物価高・賃上げ対応」は非常に重要なのですが、こども家庭庁さんのほうは各事業の補助金を上げていただいているのですが、各市町村から事業者に委託で出るときに、プロポーザルとか指定管理で3年間据え置き、人件費が上がらないという話を聞くことがあり、これを自治体にどのように皆様からお伝えいただいているのか、またやり取りをさせていただければと思っております。

最後に、⑬の細分化された施策を当事者目線から再構築の部分ですが、本当に日頃感じております。例えば、家庭を訪問する事業は多数あります。ファミサポの提供会員は、制度が異なるヘルパーで伺ったり、ひとり親家庭支援として伺ったり、子育て世帯訪問支援事業で伺ったり、実は同じ方が行っているけれども、制度や対象年齢はばらばらということがございます。こういったところをぜひ整理していただければと思っております。

以上です。

○鈴木分科会長 では、松田分科会長代理、お願いします。

○松田分科会長代理 松田です。

私からは1点申し上げさせていただきたいと思えます。

資料1「こどもまんなか実行計画2026」についてです。本分科会が所掌する施策につきましては、皆様の御意見も伺っておりますと、こどものウェルビーイングだけではなく、その親のウェルビーイングも向上させるような取組が求められるように思います。現在、資料1には親のウェルビーイングという指摘が全くないので、やはりしっかり書き込んだほうが良いような気がしました。

親のウェルビーイングとしましては、先ほど中村局長から、ウェルビーイングには身体的、精神的、社会的とあるとおっしゃられましたが、親のウェルビーイングに関しては、保育施設、子育て支援施設、誰でも通園も含めて、そこでしっかりと親御様を支え、不安を解消し、願わくは追加出生意欲の低減を避ける、そのような取組がなされるとよいのかなと思いました。

1点だけ細かい話ですが、先ほど来SNSの話などが出されておりますが、ウェル

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

ビーイングの中ではそれが位置づけられていないようではすけれども、調べてみますと、マイナーですが、情動的なウェルビーイングという指摘があるのですよね。ですから、デジタル時代ということを見ると、こども及び親に対しても情報面でのウェルビーイングをしっかりと担保していく。そのような取組の視点もあるのかなと思いました。

以上です。

○鈴木分科会長 委員の先生方、本日は活発な議論をと言いながら、機器との格闘で時間が過ぎた上に、発言時間の制限をお願いしたりして大変申し訳ございませんでした。

子ども・子育て支援等分科会が始まって以来のDX化の難しさを感じた会議でございました。

最後に、私のほうからも一言述べさせていただきたいと思います。

今回の資料の中で私が気になった点は2つありまして、1つは19ページにあります地域コーディネーターです。子ども・子育て支援等分科会の前期のときに、これは社会教育士とどう違うのかという質問をしたのですが、その後、うやむやになった上に、今、社会教育士は地域学校協働本部とかコミュニティスクールの中で「地域コーディネーター」という通称をよく使っています。したがって、ここは重なる部分があるのではないかということが1つ。社会教育士さんたちは学校との連携を中心にしていきますので、せつかくですので、地域コーディネーターと社会教育士の架け橋期の研修をがっちりやっていたらと、省庁をまたがって広がるのではないかと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

2つ目です。次の20ページに質の高い幼児教育と書いてありますが、質の高いとは何か？と伺うと、いつも保育所保育指針に沿った等今の3法令に基づいた保育とおっしゃいます。3法令とも環境を通した総合的な指導ということなので、環境に関して、例えば、絵本の数とか、遊具の置き方とか、そういう認知される冊数とかを全国調査して、足りないところに支援をするとか、逆にそこに対しての課題を示すとか、そういうような認知できる環境をもうちょっと検討したほうがいいのではないかと。

特に、SNSとかメディアの関係から考えると、絵本というのは紙で、とても大事な教材だと思いますし、こどもにとっての最初の友達でもありますので、ぜひ具体的な絵本の数とかを調査していただけるとありがたいなと思いました。

以上でございます。

私の仕切りがまずかったこともあり、そして、DX化の難しさもあり、時間がだんだん押し過ぎてまいりましたので、このまま事務局にお返ししたいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

○栗原保育政策課長 保育政策課長でございます。

私のほうから、今日の第1ラウンドの趣旨を踏まえまして2点お話をさせていただきたいと思います。

1点目は、保育時間について、伊藤委員代理と石田委員、秋本委員、それから、ほかの

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

委員の方からも、働き方改革と共働き・子育ての関係についてご意見たくさんいただいたと思っております。

保育の制度ですが、元来、保育の必要性というのを問うておりまして、様々要件はありますけれども、主に保護者が就労しているかどうか。子育て支援なのですが、両立支援的な部分の要素も濃い制度としてベースが成り立っております。一方で、現場の皆様はもはやこどもの育ちを支える重要な制度だということで、我々も指針の中でもお願いしていますし、現場で運用がなされてきている。こういう制度がある中で、こどもの育ちという部分をさらにこども家庭庁として推進していく。

一方で、先ほど松田委員からもありましたけれども、親のウェルビーイングという観点から考えても、親を支えることも非常に重要であると。さらに、就労の部分というのは、働き方改革や共働き・子育てというのが一般的になる中で、ここをどうしていくかという要素がある。

もう一つ、ほかの委員のコメントにもありましたけれども、保育現場をどう支えるかと。保育士さんたちも大変な思いをしてやっている中で、ここをどう持続可能にしていくか。こうした様々な状況や課題の変化が社会情勢の変化の中で起きていると思っております。

今、私どもは保育政策の新たな方向性ということで、当面の足元の大きな課題に対応するための保育制度の改革を進めておりますが、その後半戦あるいはその先にこの制度をどうするかというところで、今いただいた御指摘、それから様々な観点の部分は大変重要だと思っておりますので、リアルな実態、あるいは我々が所管していない制度、厚生労働省等々が持っている制度も含めて、しっかりと連携をしながら、社会情勢全体として、政策全体としてどういうふうを考えていくかという中でしっかりと検討を進めていきたいと思っておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

もう一点、渡邊委員から、待機児童対策は進んできているのだけれども、もしかしたら数字どおりではないかもしれないと。長田委員や中陳委員代理から、それぞれの施設類型がある中で、小規模や家庭的も特性に応じた対応ができる部分がある。なので、利用者が自分のニーズや特性に合ったところを選択して入れるように、しっかりと整えていくべきだという御指摘をいただいたと思っております。

私どもは、少し文脈は違いますが、人口減少対応の関係で、足元の保育のニーズがどうなっているか、人口の動態、こどもの動態、担い手の動態もそうですけれども、どうなっているかというのを考える必要がある。

さらには、この5年、10年で人口動態が変わっていく中で、これをしっかり見ていって体制整備をしなければいけないということも考えておりまして、地域分析というところを強めていきたいと思っております。まさに自治体がしっかりやるべきところですし、制度的には子ども・子育て支援事業計画で実装されているところではございますけれども、これを現実に対応できるようなものに変革をしていくところが必要だと思っております。

地域分析のモデル事業も、新しく予算事業で取らせていただいで進めていくことにして

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

おりますので、これは自治体と現場の皆さんとしっかりと連携をしながらそういう体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○安里成育環境課長 成育環境課長の安里です。

今日はいろいろ御意見をありがとうございました。

水野委員から、放課後の取組、児童館の取組についてエールをいただいたと思っております。いろいろな工夫をさせていただいておりますが、引き続き、小学校に上がっても子どもたちに豊かな居場所、体験が提供できるように取り組んでまいりたいと思っております。

奥山委員から、いろいろな事業のダブリがあるといいますか、実施する側から見て整理が必要ではないかという御指摘をいただきました。私も同じような問題意識を持っております。

また、眞委員からの発言で、コミュニティーの中でいろいろやっていくという話があったかと思えます。実際に現場で、コミュニティーの中でうまくワークしていく仕組みを作ることが大事だと思っており、子ども・子育て家庭、親も含めてどのような事業の体系にすれば、より使いやすくなるのか、より地域の皆さんが統合的な意識を持って子ども・子育て家庭を支えていけるのかという観点で、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○高岩安全対策課長 安全対策課長でございます。

SNSの負の側面への対応としてリテラシーが大切といった御指摘、それから、松田委員からSNSに関連して情報的な側面でのウェルビーイングについての御質問がございました。

まず、ネットをめぐるこどもの現状ですけれども、平成21年から「青少年のインターネット利用環境実態調査」というのをやっております。令和7年度の調査がちょうど2月26日にまとまって公表しておりますけれども、利用時間は例えば10歳以上ですと平均5時間27分で、高校生になりますと4割近くが7時間以上使っているという実態がございます。また、統計の中では、インターネット上の経験ということで、ネットにのめり込んで勉強に集中できなくなったり、睡眠不足になったことがあると回答したのが、中学生で24.5%、高校生で26.2%、こういった長時間化とか、やめられないといった実態がございます。この問題は日本だけの問題ではなくて、諸外国でも、例えばオーストラリアではSNS規制というものが取られているということでございます。

日本ではどうかということでもありますけれども、日本での青少年のインターネット利用をめぐる保護につきましては、青少年インターネット環境整備法というものがございまして、そこで技術的保護手段、フィルタリングで有害な情報を見せないというものと、リテラシー、教育の2本柱で進めてきているわけですが、先ほどいただきましたようなSNSに起因して犯罪に巻き込まれるといったものの対応としては十分ではないだろう

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

ということは事実でございます。こういったネット上のリスクが多様化しているという問題意識の下、こども家庭庁では1月より有識者会議を開催いたしまして、インターネット環境整備法の在り方についても検討、議論をしているところでございます。

また、SNSに係る負の側面への対応としてのリテラシーが大事だという御指摘もございました。ワーキンググループでは、リテラシーについては、様々な被害が起きていて、それに注意しましょうということだけではなく、SNSの構造について理解を深める教育が必要ではないかという御指摘をいただいているところでございます。

情報の関係でのウェルビーイングということにつきましては、児童の権利条約ができた後、2021年に「デジタル環境との関連における子どもの権利の一般意見」が出ておりまして、ネット空間でも同様であると指摘をされているところでございます。

以上です。

○横田成育基盤企画課長 成育基盤企画課長の横田と申します。

新保委員からも3要領・指針の改定について、様々なこども施策とひもづけて検討していくことについて御意見をいただきましたけれども、3要領・指針の実装化に向けては、様々なこども施策との関連についても考慮をしながら、充実を図る施策や、整理すべき施策などについても併せて検討していくことが必要だろうと考えております。

また、3要領・指針の実装化に向けて、施設長が3要領・指針についてどの程度理解をいただいているかというところもとても大事だと思っております。今、保育士養成課程等検討会を立ち上げて、保育士等の養成課程の見直しやキャリアアップ研修を含めた研修制度の在り方についても議論を進めていただく予定となっておりますが、施設長も含めた研修の在り方についても併せて検討していきたいと考えております。

加藤委員から、キャリアアップ研修などの通知において「保育士等」となっていることについて、地方自治体における様々な課題が生じている御指摘がございました。関係課とも連携をして確認させていただき、今後の対応について検討していきたいと考えております。

○鈴木分科会長 御質問に対するお答えをいただきました。

局長からも一言お願いしたいと思います。

○中村成育局長 いろいろありがとうございました。

野澤委員からありましたけれども、データに基づいた分析は大変重要だと思っております。EBPMとって、我々はチェックするほうにデータをやるところがあるのですけれども、まさにポリシーメイキングのところ、データを基に問題を把握して、どう解決できるかというところは、こども家庭庁はちょっと弱いところで、この前の基本政策部会でもいろいろ御指摘をいただきまして、力を入れていきたいと思っております。

あと、手島委員からいただきました。ありがとうございます。どうしても、この分科会もそうなのですが、こどものためということで、これもやろう、あれもやろうという話はいろいろありますけれども、一方でコストがかかる面もありますので、こどもの数が

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

減っていく中できめ細かくやるというのはそのとおりだと思うのですが、真に何が重要かということを中心に説明する必要があると思っております。

支援金についても、新たな枠組みが4月1日に始まるわけですが、社会保険料に上乗せという点に加えて、その半分は事業主の方に拠出いただいているという構造もございまして、そういうことも含めてきちんと周知をしてかなければいけないと思っております。ちょうどコールセンターが先々週から稼働しておりまして、毎日20～30件ありますが、きちんと対応できる体制を取っています。引き続きやっていきたいと思っております。

あと、ビジネス・ウィズ・キッズの話でございますけれども、今まさに企業の方々と子育てについて何ができるのか、あるいは子育てを離れて企業の本業のほうでこどもに対してどういうサポートができるのかどうかということで取組を進めております。これは義務的なものではございませんで、むしろ我々が子育てを考えるときに、企業の方には資金を出していただくだけではなくて、まさに子育てという取組をすることに対するパートナーだということで、何ができるのか、協力できることは何なのかということを中心に知恵を出していきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

盛山委員から、ベビーシッターの件がございました。今まさに焦点が当たっているところがあるのですが、家庭における家事の負担を軽減するということが家事支援とベビーシッターが狙上についておりまして、そういう切り口から検討させていただいておりますけれども、一方で安全性をどう確保するかということは非常に大事だと思っておりますので、きちんと両立できるようにやっていきたいと思っております。

松田先生から出ましたけれども、こどもまんなかということで、こどものウェルビーイングも大事でございますけれども、それを取り囲む、こどもの周りの方々のウェルビーイングも大事だということは全くおっしゃるとおりだと思っております。

新居委員とか秋本委員から、妊婦に対してこういうこともできたらいいのではないかと、いう選択の話も出ましたけれども、それだけではなくて、妊婦の方、妊娠前の方、プレコンもそうですし、そういう方々の心に寄り添うこともやってかなければいけないと思っております。あと、児相とか保育の関係で、いろいろな立場で携わる職員の方々も、処遇改善もすごく大事なのですが、そういった方々のウェルビーイングもちゃんと考えていかなければいけないと考えております。

最後ですけれども、松崎委員、ありがとうございます。PACEsとACEsの話を一言だけさせていただきます。

(資料を画面共有) 今投影してありますのは、先月の基本政策部会の資料5-2です。この最後のページをご覧くださいますと、不幸な逆境の体験がACEsというくくりになっていまして、PACEsというのは右側でございまして、人とのつながり等々でございまして、グラフにあるとおり、逆境が多い方もPACEsがあると心のレジリエンスが強まるということが科学的にデータで実証できるということでございます。これがまさにこども家庭庁の中で、成育局と支援局がばらばらにやるのではなくて、成育局のほうでもポジティブなこど

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

ものウェルネスに沿った対策をやることで、支援局が担当している逆境にある子どもたちを救うということがより効率的にできると思いますし、逆境の子どもたちに対しても、困難に陥ってから支援するのではなくて、その前の段階で、川上で対応できるような形をぜひつくっていききたいということでございます。

以上でございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、まず資料2～6について御説明をお願いします。

○栗原保育政策課長 保育政策課長でございます。

議題(2)～(6)ということで、あらかじめ動画での御説明をさせていただいているところですが、直前に送付となった資料2点について補足説明をさせていただきたいと思っております。資料2と参考資料10でございます。

資料2は、既に前段の議論の中でも御意見をいただいている部分がございますけれども、地域区分でございます。

1 ページ目を見ていただいて、1ポツのところは制度の概要を書いております。

2ポツのところですが、令和6年の人事院勧告が出まして、都道府県単位で大きくくり化するという整理の下で、課題がございましたので、令和7年4月あるいは令和8年4月からの見直しは実施しないで検討を進めるということにさせていただいております。

2 ページ目を御覧ください。

こうした中で、検討の方向性というのを今回出させていただいて、先ほど来ありますとおり、関係者の皆さんと丁寧に議論を進めていきたいと考えております。「検討の方向性」のところですが、保育所の公定価格は公務員の給与水準に準拠しているということで、まずは公務員の地域手当に準拠することを基本としながら、隣接する地域等の状況を踏まえた補正ルールを設けることが考えられる。

補正ルールについては、①のところにありますとおり、従前の補正ルールを引き続き設けつつ、②が新しいところですが、県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという令和6年人事院勧告の課題を踏まえまして、他の自治体への通勤者率の高さなどを勘案した補正ルールを新たに検討することが考えられるとさせていただいております。

具体的にどういうものやっていくかというのは、また今後議論をさせていただくこととなりますが、下のスケジュールにありますとおり、自治体にも調査をかけて、意見も聞きながら、予算編成過程で検討していきたいということでございます。

続きまして、参考資料10になります。

これも既に話題が出ているところでございますけれども、参考資料10は3つについておりますけれども、政府としましては、ベビーシッターや家事支援サービスの利用促進に向けた負担軽減に取り組むということの方針として掲げておりまして、そうした中で、日本成長戦略会議の中で検討を進めておりますが、関係府省連絡会議も設けて、関係省庁はこ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

も家庭庁、厚労省、経産省、内閣官房がごさいますけれども、連携をしながら検討を進めているところがございます。

参考資料10-2にありますとおり、様々な事情で家事支援サービスやベビーシッターを利用しないということもございまして、こうした中でどういうふうに進めていくかというところで検討を進めているところがございます。

一番下に書いていますとおり、2026年夏を目途に支援策等を総合的に検討していくということで、資料10-3にありますとおり、回数を重ねながら今検討を進めているという状況ですので、こちらは御報告でございまして。

説明は以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、資料2～6について、特に御意見、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

代理で御出席の伊藤様、お願いいたします。

○伊藤氏（北野委員代理） ありがとうございます。

全国保育協議会は公立・私立の保育園等を要する団体でございまして。今回、特に資料3、公立の3歳未満児の給食の外部搬入ということが新たに入ったのですけれども、資料を読ませてもらったなら、基本的には特区の関係からこういうことが必要だということで入ったということだと思えますが、その中でも離乳食とか食育等について課題として明記していただいていますので、絶対にそこを守るといことはしっかりやってもらいたいと思えます。ここを皮切りにそれらの条件がもっと緩やかになっていかなないように、そういった方針だとは思いますが、そこを重ねてお願いしたいということを一言だけ申し上げます。よろしく申し上げます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

では、永井委員、お願いいたします。

○永井委員 ありがとうございます。

私からは2つ申し上げたいと思えます。

まず、資料3の保育所・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入の件につきまして、私ども連合に寄せられている現場の声を御紹介して意見を述べたいと思えます。

家庭で食べた経験のある食材かどうかの確認や、一人一人の嚥下能力やアレルギーなどに応じた食材への対応、食事時の丁寧なケアなどが可能なかどうか、さらには外国にルーツを持つこども特有の課題や、障害のあるこどもへの支援など、現場で必要とされる専門性はますます高まっているということです。

外部搬入を可能とする方針について、これによって現場の課題が完全に解決するものではないと認識しておりまして、引き続き、現場実態の把握に努めていただいて、こどもと現場に寄り添った施策の推進を要望いたします。

また、食について施設が責任を持って提供できるようにする観点を含め、保育の質を守

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

のために調理員の公定価格の改善も必要であると考えております。

続いて、資料4の保育現場におけるハラスメント防止対策の推進でございますが、連合に寄せられる現場の声といたしまして、保護者等からのハラスメント対策の強化に関する要望もございます。

自治体によっては、保護者に対して行政が一時対応を行う取組事例もあり、それが先進的とされていると聞いております。一方で、保護者などから迷惑行為を受けていても、保育士自身がそれをカスハラと受け止めていないという状況も見られるようです。

保育等の現場においてもハラスメントに対応するマニュアルが職場にある方がそれが無い職場よりもハラスメントを受けた比率が低くなるといった調査結果もあることも御紹介した上で、そういった職場が増えるように、ガイドラインの作成については早期に着手していただきたい。また、実効性のある取組につなげていただくよう要望します。

以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

次に新保委員ですが、渡邊委員も手を挙げていらっしゃるようですので、ここまでで今回質問は締め切らせていただき、まとめて事務局から御回答をいただきたいと思っております。

それでは、新保委員、お願いいたします。

○新保委員 財産処分に関してです。柔軟な方向性が示されたと思っておりますが、この推進に当たっては、行政側の対応と法人事務内でのいろいろな手続があると思っております。特に地方の1法人1施設のような小規模な法人ですと、この辺りのサポートがかなり必要になると思っておりますので、その辺りを丁寧に進めていただきたいと思っております。

もう一点、カスハラに関してですけれども、こどもについても、保護者についても、カスタマーと考えるのが非常に苦しい立場にありまして、パートナー、ファミリーという関係性の中で共にこどもを育てていきたいと思っています。一般のカスハラと並べて保育現場でこの対応が進んでいくことに苦しさを感じている一人ですので、こちらも保護者の方もぜひ一緒になってというところで進めていただきたいと考えています。

以上です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

最後に、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊（寛）委員 ありがとうございます。

資料を読み込み切れていないのかもしれませんが、参考資料10の家事等の負担軽減のサービス対象は未就学児の保護者だけなのかどうなのかといったところが少し気になりました。

先日、保育園を考える会で「はじめての保育園」を実施した際、東京都のベビーシッターサービスを活用されている方が割合としてかなり増えていました。世の中が大分変わってきたなと感じました。私は一番上の子が高3で今度大学生ですが、この世代はそういう支援がほとんどなかった世代でしたので、活用へのアドバイスを求められてもお役に立て

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

そんな回答が出来ませんでした。未就学児だけが子育ても家事も大変なわけではなく、小学生以上の保護者も大変なのは周知のことと思いますが、その点をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。御質問です。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

それでは、今いただいた御質問、御意見について、事務局からまとめてお願いいたします。

○栗原保育政策課長 保育政策課長でございます。

様々ありがとうございます。順を追って、まず給食の外部搬入の0～2歳児の部分の全国展開ということです。これにつきましては、資料に書いていることではございますが、特区でやってきたのは公立の部分で、この0～2歳の部分を全国展開する。私立のところは、右のとおりで引き続き外部搬入不可ということが一つあります。

また、資料にありますとおり、まさに我々の調査でも、御指摘いただいたような離乳食、障害児、アレルギー、あるいは食育のところで課題があると認識をしております、この課題に応えるという意味で、1年間しっかりと準備をして全国展開することになっておりまして、まさに今日委員の皆様からいただいたような課題について調査研究をすることにしておりますので、ここをしっかりと捉えた上で、必要な要件を適切に入れていきたいと考えております。ありがとうございます。

それから、順不同になりますが、財産処分について、宮田委員から前段のところ、案①、案②、案③で、案②と案③のところに人口減少地域という言葉が入っている、あるいは幾つかの要件が課されているということですが、案②は10年未満のところの緩和をする。基本は10年のところで敷居を引いておりまして、10年以上のところはいろいろなことが可能になっている世界ですけれども、10年未満のところ今回新たに手を入れるということです。

さらには、10年以上ですけれども、案③は取り壊す、やめてしまう、全然違うものとは書いていないのですけれども、こどもとか高齢などの福祉関係ではないものにも使い得るというところで、かなりこれまでの概念を変えるものでもございますので、ここは一定の要件を敷きたいということで入れさせていただいております。

一方で、人口減少地域って何なのだということがございます。この部分は、過疎地域等に限定するということから、あるいは人が減っているところと。でも、さすがにこどもの数も人もめっちゃくちゃ増えているところがこれをやり得るかというのは少し違うのではないかと考えておりますので、下に書いていますとおり、案①はできるだけ早く、案②と案③は他の社会保障分野の動向も踏まえながら実施時期も考えることにしておりますので、その中で今の部分の要件もしっかりと詰めていきたいと考えております。

また、新保委員からいただきました、まさに行政と現場がしっかりとこういうものを理解して取り組んでいけるようにということで、合併、事業譲渡等々につきましても今ガイドラインなども作り始めておりまして、こういったものも使いながら、こういう仕組みが

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

あるのでやってよと単に国がいう世界ではなくて、しっかりと関係者が連携しながら必要な対応が取っていけるように丁寧に政策を組んでいきたいと考えております。

それから、付加的サービスと付加的保育について、前段のところでも御意見をいただきました。今回、ルールが全く示されていない中で、現場がいろいろな形でやられている、あるいはやられていないという状況を、まさに視点でいただいたような、こどもの育ちのためになっているのか、ベースの保育をしっかりと確保できるのかという視点から改めて整理をさせていただいたものでございまして、ここをスタート地点にしながら、いただいたようにしっかり実態も把握しながら、今後、必要に応じて改善を図っていきたいと思っております。制度的には、どちらも法令的にできるような制度になっているので、そこをまずは丁寧に整理したということで御理解いただければと考えております。

それから、ハラスメントのところをいただきました。何人かの委員からいただいたように、保育のカスハラって何なのだということころは、我々はスタート地点からしっかり議論しなければいけないところだと思っております。カスタマーが誰なのか、それはカスハラと言えるのかということころでございまして。

最後に重要な御示唆をいただいたと思います。まさに、共にこどもの育ち、あるいは子育ても含めて取り組んでいくという視点で、この部分をどういうふうに整理するかというのは重要な視点として、これも今後調査研究を進めていきますので、考えていきたいと思っております。

参考資料10については、認可外室長からお答えさせていただきます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

実は、盛山委員がお手を挙げていたので、ベビーシッターのことでしたので、一言お願いいたします。

○盛山委員 ありがとうございます。

我々もいろいろなところでボーダーラインのような仕事をしています。これは保育なのか、これは家事なのかというボーダーライン上で仕事をしているので、今回扱われるのが保育として扱おうとしているのか、家事の中でのサービス提供の一部として議論されるのかということころが非常に大きいと思っております。

一方、家政士を国家資格に上げようという意見が出ている中で、ベビーシッターサービスで言えば認定ベビーシッターという資格があるので、これを国家資格として上げていただくような方向性は考えていただけないだろうかということがあります。

保育士や看護師がいるから、わざわざ保育の認定の資格を取らなくてもいいだろうとおっしゃる方もおいでかもしれないのですが、資格がなくてもベビーシッターに従事されている方はたくさんいらっしゃるって、その中に認定ベビーシッターの資格をお持ちの方、筆記試験を受けて通っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるって、そういった方を保育の専門家として認めていただくという方向性は必要ではないかなと思っております。

以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate) からご覧いただけます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

では、認可外保育施設担当室長のほうからお願いいたします。

○大部認可外保育施設担当室長 認可外保育施設担当室長の大部でございます。

ベビーシッターに関する御質問、御意見についてお答えいたします。

まず、就学児、小学生以上についてでございます。そもそもベビーシッターといえますか、認可外の居宅訪問型保育事業については、昔からたくさん事業者はいらっしゃったものの、制度として届出を受け付けて把握してということについては比較的歴史が浅うございます。そういった中で、今後、支援策を検討していくに当たっては、まずは実態を把握し、ニーズを把握することが必要だと考えております。小学生の方を含めて、どのようなニーズがあり、実際にベビーシッターサービスが行われているのかということについて、まさに調査研究をやろうとしておりますので、それを基に必要な支援策を考えてまいりたいと思います。

また、資格について御意見がございました。私ども、安全で質の高いベビーシッターの利用促進ということでございますので、安全性と質の確保が大前提であると考えております。その一環としてはやはり資格であろうという御趣旨の御意見と申しますが、現在の指導監督基準の適合状況、それから、私どものやっております、あるいは都道府県のやっておられる研修の状況も踏まえまして、どのような形でニーズに合わせたベビーシッターの数を確保し、かつ必要な安全、質の確保をしていくかということ踏まえてしっかり検討させていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○鈴木分科会長 ありがとうございます。

委員の皆様、本日は機器との格闘になってしまいまして、スリルとタイムマネジメントとの戦いになってしまいました。私も第14回をもって初めての経験でございます。大変申し訳ございませんでした。今回、本当にいろいろと議論をしましょうと言いながら、ばたばたとしてしまいましたことを心からおわびを申し上げたいと思っております。

それでは、事務局におかれましては、今回の議論を踏まえて改正作業や検討を進めていただければと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして本日の議事は終了としたいと思います。

皆様、長時間にわたり本当にありがとうございます。